

札幌地裁判決に当たっての声明

2021年3月31日（水）

全国生活と健康を守る会連合会
北海道生活と健康を守る会連合会

3月29日（月）、札幌地裁において新・人間裁判に対する判決が行われました。この裁判は、2013年から2015年の3年間に平均6.5%、最大10%の保護基準引き下げが、生活保護法と憲法25条に違反すると訴えていたものです。「原告の主張のいずれも棄却」するとの不当判決でした。

武部裁判長は、「ゆがみ調整（第1・十分位との比較）やデフレ（物価下落）調整は、不合理ではなく厚労大臣の権限逸脱や濫用はない」と国の言い分を丸呑みにし、合法・合憲としました。また、生活保護利用者に対しては、「被保護者の具体的生活状況を考慮しないからといって裁量権の濫用には当たらない」「原告らの基本的生活状況、社会的・文化的活動は、最低限度の生活を下回っているとはいえない」と事実と異なる判断をしました。この判決は、生活保護利用者の苦しい生活に全くの無関心さから生まれたものです。

私たちは、新・人間裁判が勝利するまで闘います。そして、生活保護基準を人間の尊厳にふさわしい水準にするために闘う決意です。

以 上